



# 佐賀県公報

平成18年  
3月29日  
(水曜日)  
第 12735号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

- 牛海綿状脳症の発生
- 佐賀県土地利用基本計画の一部変更
- 道路の区域の決定
- 道路の区域の変更
- 字の区域の変更
- " "
- 佐賀中部広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約の変更

(一一四・畜産課)一  
(一一五・土地対策課)一  
(一一六・道路課)五  
(一一七・〃)五  
(一一八・市町村課)五  
(一一九・〃)六

病名	区分	発生年月日	発生場所
牛海綿状脳症	疑似患畜	平成一八年 三月二二日	
		東松浦郡玄海町	一頭
肉用牛		発生頭數	
適 用			

### ●佐賀県告示第二百十五号

佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十八年三月二十九日

佐賀県知事 古川康

- 公表
- 基本測量の終了
- 公共測量の終了

(土地対策課)六

(告示・七)

### 選挙管理委員会事項

- 政治資金規正法に基づく政治団体の公表
- 基本測量の終了
- 公共測量の終了
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

(一一〇・〃)六  
(一一一・〃)六  
(一一二・〃)六  
(一一三・〃)六  
(一一四・〃)六  
(一一五・〃)六  
(一一六・〃)六  
(一一七・〃)六  
(一一八・〃)六  
(一一九・〃)六  
(一一九・〃)六  
(一一九・〃)六

一 佐賀県土地利用基本計画の多久市に係る森林地域の一部を別図一（変更概要図一）のとおり、武雄市及び嬉野市に係る森林地域の一部を別図二（変更概要図二）のとおり、基山町に係る森林地域の一部を別図三（変更概要図三）のとおり変更する。

り家畜伝染病に係る届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月二十九日

佐賀県知事 古川康

### ●告示

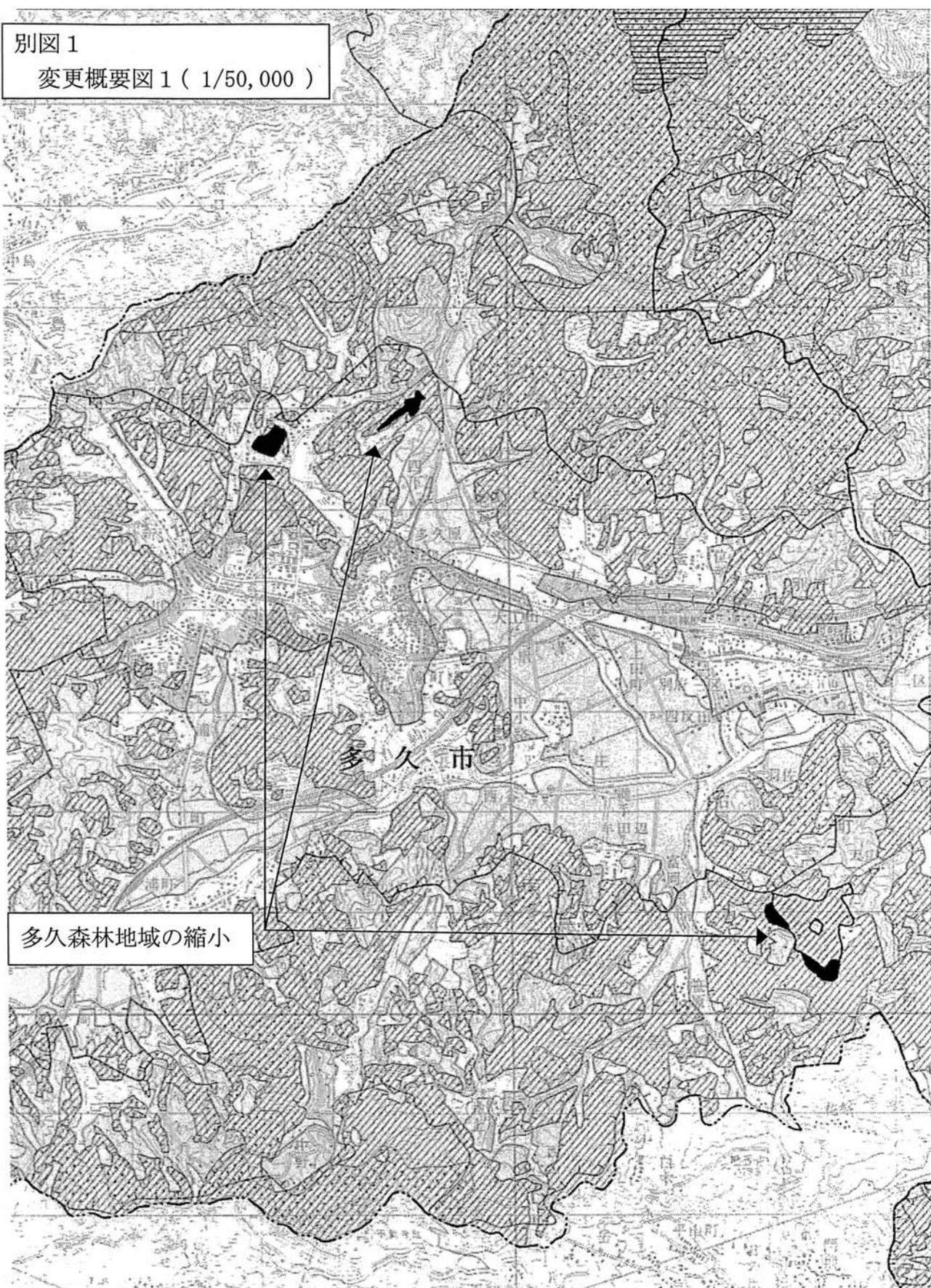
#### 家畜伝染病予防法

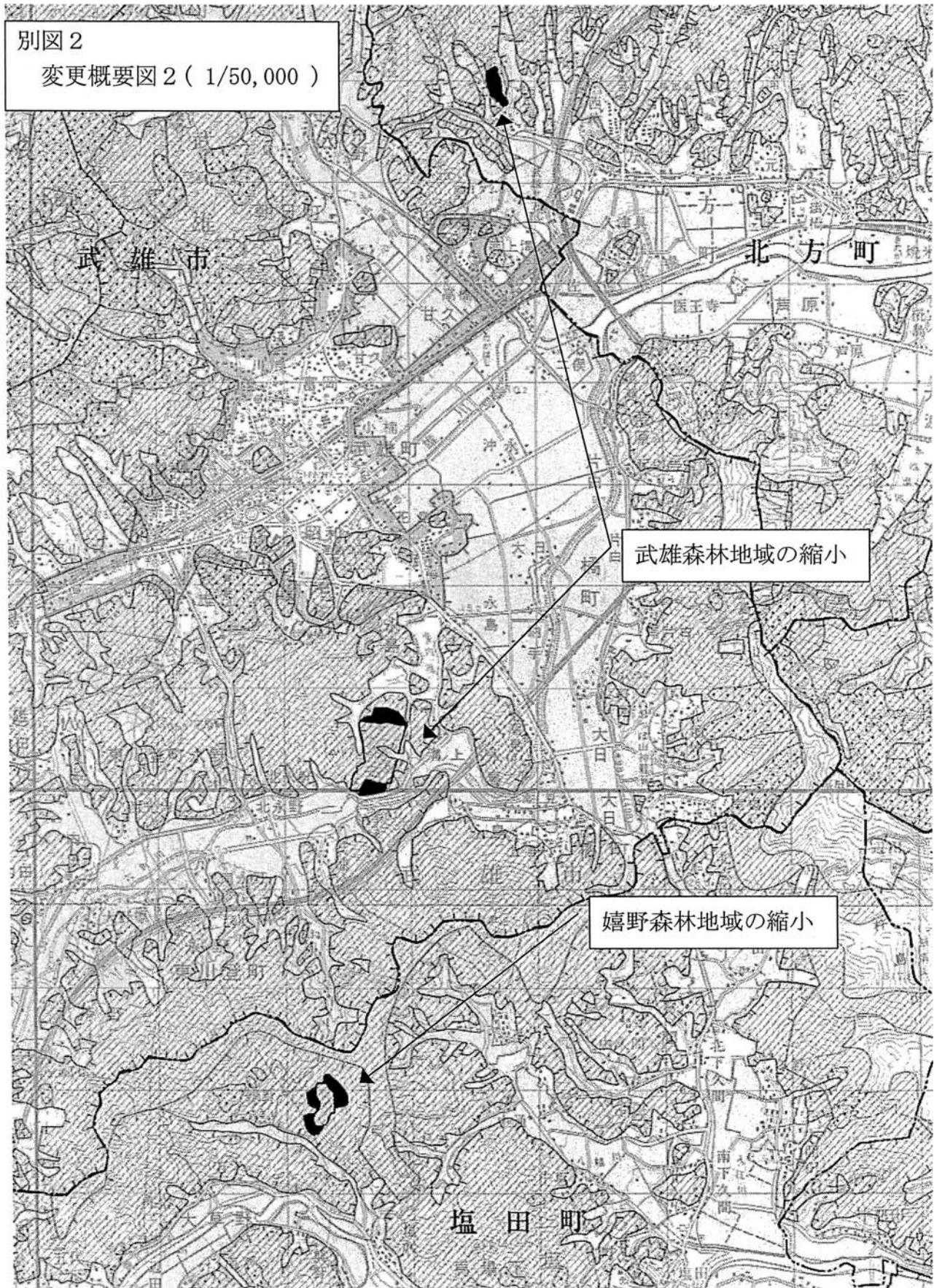
（昭和二十六年第百六十六号）

第十三条第一項の規定によ

別図1

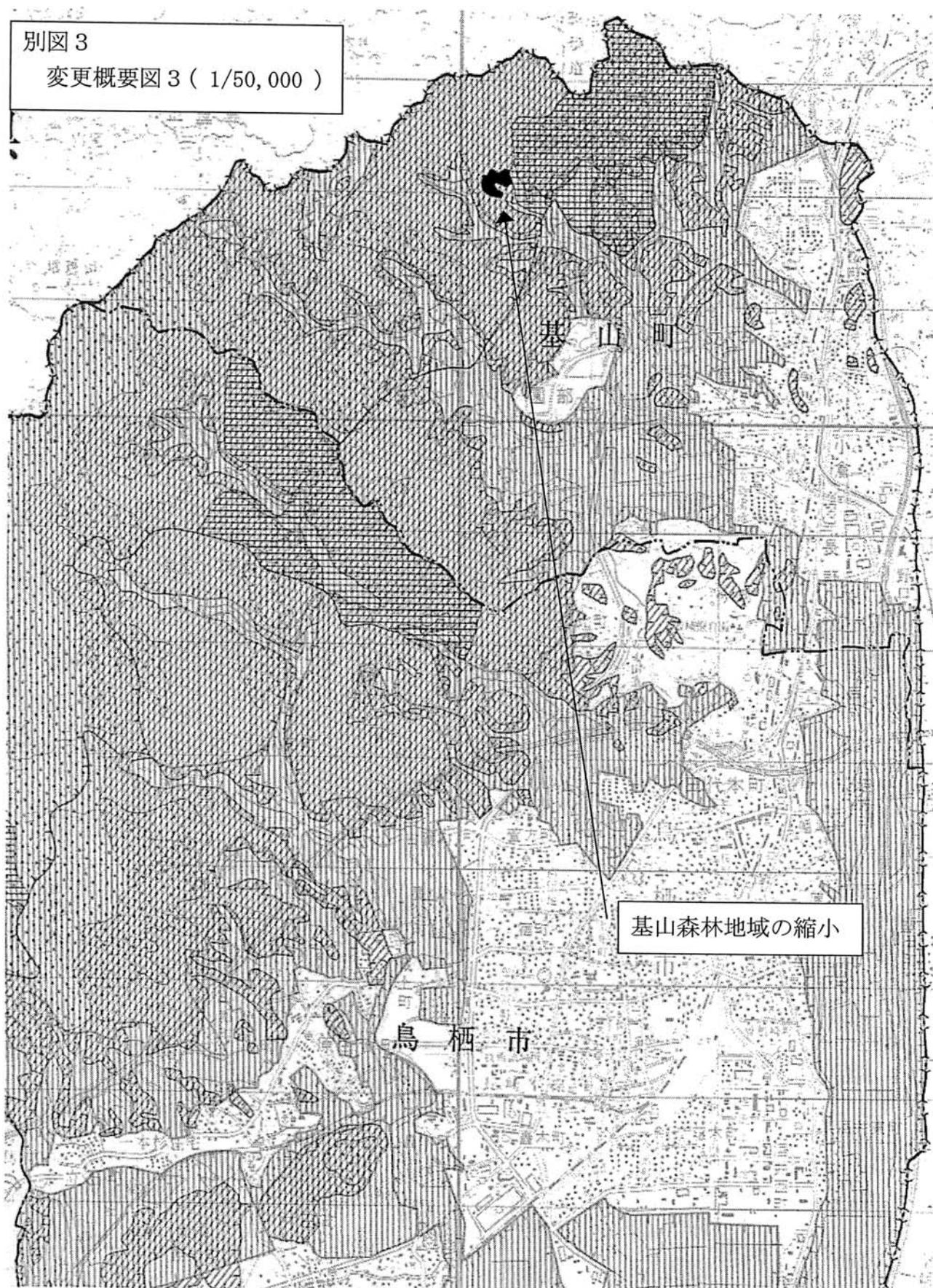
変更概要図1(1/50,000)





別図3

変更概要図3(1/50,000)



●佐賀県告示第一二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月二十九日から平成十八年四月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十九日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		道 路 の 区 域	
		区	間
田 線	県道 嬉野下宿塩		
	嬉野市嬉野町大字下宿字一本松 甲二八三三番一地先から 嬉野市嬉野町大字下宿字一本栗 甲一九八三番地先まで		
前		後	後 変 の 別 前
	一 六 ・ 二	八 七 ・ 六	メ 幅 ー ト ル 員
	一 〇 〇 七 ・ 二		メ 延 ー ト ル 長

◎佐賀県告示第一二七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

の区域を次のとおり変更する。

その図面を表示した図面は、平成十八年三月二十九日から平成十八年四月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に

平成十八年三月二十九日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する字の 名称	同 上 に 編 入 す る 区 域
幸津町字上川原	幸津町字西中野一〇〇二、一〇〇三、一〇〇五、一〇〇五、 一〇〇六から一〇〇八まで、一〇〇九、一〇〇九、一〇一〇 一から一〇一〇 <sup>三</sup> まで、一〇一一、一〇一二、一〇一三 <sup>三</sup> 、一〇一四 <sup>三</sup> 〇二二一から一〇二三 <sup>三</sup> まで、一〇二三、一〇二四、一〇二五、

○佐賀県告示第二百十八号

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年三月二十九日

佐賀県知事  
古川康

立周八全三从二二一

道路の種類 及び路線名	区間	道 路	の 変更前	幅 員	域
県道 鳥巣浜崎停 車場線	唐津市浜玉町浜崎字畠田二三七 番六地先から 唐津市浜玉町浜崎字畠田二三六 番二地先まで	唐津市浜玉町浜崎字畠田二三七 番六地先から 唐津市浜玉町浜崎字畠田二三六 番二地先まで	唐津市浜玉町浜崎字畠田二三七 番六地先から 唐津市浜玉町浜崎字畠田二三六 番二地先まで	六・五 六・九 六・六 一八・四	六・五 六・九 九〇・六
前	後			メートル員	メートル域
六・五 六・九 六・六 一〇九・〇	九〇・六			メートル長	
唐津市浜玉町浜崎字畠田二三六 番二地先まで	唐津市浜玉町浜崎字畠田二三七 番六地先から 唐津市浜玉町浜崎字畠田二三六 番二地先まで	唐津市浜玉町浜崎字畠田二三七 番六地先から 唐津市浜玉町浜崎字畠田二三六 番二地先まで	唐津市浜玉町浜崎字畠田二三七 番六地先から 唐津市浜玉町浜崎字畠田二三六 番二地先まで	六・五 六・九 六・六 一八・四	六・五 六・九 九〇・六

幸津町字下川原 幸津町字下川原五八六に接する水路の地先の字上川原の水路	幸津町字西中野九〇一、九〇五から九〇七まで及び九〇九に伴う道路及び水路の地先の字上川原の水路	幸津町字下川原五八六に接する水路の地先の字上川原の水路
<b>●佐賀県告示第一百十九号</b>		
大字坂田字坂田山 七二九三、三七二九四及び三七一九五 大字坂田字坂田横山三七四四一四から三七五四一四まで及び三七四四一四	大字坂田字坂田山三七二一四 大字坂田字大久保三七二九一四、三七二九一六、三七二九一七 大字坂田字坂田横山三七四四一四から三七五四一四まで及び三七四四一四	大字坂田字坂田山三七二一四 大字坂田字大久保三七二九一四、三七二九一六、三七二九一七 大字坂田字坂田横山三七四四一四から三七五四一四まで及び三七四四一四
区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域	同上に編入する区域
大字坂田字大久保 四四一四	大字坂田字坂田山三四五八三八、三四五八三九及び三四五八四一 大字坂田字坂田横山三七四四一七の一部、三七四四一八及び三七	大字坂田字坂田山三四五八三八、三四五八三九及び三四五八四一 大字坂田字坂田横山三七四四一七の一部、三七四四一八及び三七
大字坂田字大和治 大字坂田字笛山 大字坂田字坂田横山	大字坂田字笛山三六四七の一部及び三六四八の一部 大字坂田字大和治三五六〇一 大字坂田字大久保三七二九一五	大字坂田字笛山三六四七の一部及び三六四八の一部 大字坂田字大和治三五六〇一 大字坂田字大久保三七二九一五
大字坂田字坂田横山	大字坂田字坂田山三四五八八四 大字坂田字大久保三七五六五、三七五六六、三七五六九から三七	大字坂田字坂田山三四五八八四 大字坂田字大久保三七五六五、三七五六六、三七五六九から三七
<b>●佐賀県告示第一百二十号</b>		
市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第九条の二第一項の規定により平成十八年三月十七日付けで佐賀中部広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約の変更を許可したので、同条第二項において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十二条の三第五項の規定により告示する。	市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第九条の二第一項の規定により平成十八年三月十七日付けで佐賀中部広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約の変更を許可したので、同条第二項において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十二条の三第五項の規定により告示する。	市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第九条の二第一項の規定により平成十八年三月十七日付けで佐賀中部広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約の変更を許可したので、同条第二項において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十二条の三第五項の規定により告示する。
右の処分は、国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第十九条第二項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。	右の処分は、国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第十九条第二項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。	右の処分は、国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第十九条第二項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。
平成十八年三月二十九日	平成十八年三月二十九日	平成十八年三月二十九日
佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康
<b>○公 告</b>		
測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。	測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。	測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。
平成18年3月29日	平成18年3月29日	平成18年3月29日
佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康	佐賀県知事 古川康
1 作業種類 基本測量(ジオイド測量)	1 作業種類 基本測量(ジオイド測量)	1 作業種類 基本測量(ジオイド測量)
2 作業期間 平成17年12月14日から平成18年2月28日まで	2 作業期間 平成17年12月14日から平成18年2月28日まで	2 作業期間 平成17年12月14日から平成18年2月28日まで
3 作業地域 佐賀市、伊万里市、鹿島市並びに杵島郡山内町及び白石町	3 作業地域 佐賀市、伊万里市、鹿島市並びに杵島郡山内町及び白石町	3 作業地域 佐賀市、伊万里市、鹿島市並びに杵島郡山内町及び白石町
測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項	測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項	測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項

の規定により、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成18年3月29日

- 1 作業種類 公共測量(鉄道計画図(作成))  
 2 作業期間 平成17年11月4日から平成18年3月3日まで  
 3 作業地域 烏栖市

## ○ 選挙管理委員会事項

### ● 佐賀県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年三月一十九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

### その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
立石良雄後援会	立石 良雄	佐藤 孝行	神埼郡東脊振村大字三津七二七一四
ひわたし啓祐後援会	吉川 里己	高木佐一郎	武雄市朝日町大字中野一〇一九八
岩尾俊志後援会	岩尾 俊志	大串 弘	西松浦郡有田町中部丙一〇一一一一二 二階 いわお塾内
西山勝後援会	井上 俊夫	原 定之	小城市牛津町上砥川二七三一番地
たけお元氣クラブ	高木佐一郎	高木八重子	武雄市武雄町大字富岡一一一四二一番 地二九

ふかがわ高志後援会	鹿 保男	秋丸 文彦	小城市牛津町勝一三八二
諸泉定次後援会	諸泉 定次	真子 輝雄	小城市小城町松尾二七四三
中島正之後援会	古賀 光春	土井 洋	三養基郡みやき町大字中津隈三八六
藤光しげろう後援会	藤光 繁郎	藤光 真理	三養基郡みやき町大字天建寺一二八
堤克彦後援会	岡 誠治	今井 善根	九番地八
鶴田修三後援会	南里 広行	堤 るみ子	三養基郡みやき町大字天建寺一二八
田中俊彦後援会	貞包 元	田中 俊彦	八番地
岸川英樹後援会	坂井善次郎	松尾 英司	小城市芦刈町浜枝川八一四
平野たいぞう後援会	平野 泰造	吉原 昌樹	小城市芦刈町永田一五七四一三一
樋渡利光後援会	寺尾 貞彦	辻丸 豊春	小城市三日月町金田一三四九一
織田菊男後援会	山口 忠弘	森山 孝行	藤津郡塩田町大字五町田甲二九六八
古賀秀実後援会	皆良田安憲	古賀 秀實	三養基郡みやき町大字簗原七六四
秋吉松司後援会	秋吉 松司	秋吉 敏江	三養基郡みやき町大字原古賀六三三
立石輝明後援会	立石 輝明	立石 秋江	七
白石まさじ後援会	山崎 義昭	花島 邦洋	三養基郡みやき町大字簗原四六一八
中島まさき後援会	服巻 稔浩	八頭司直俊	神埼郡千代田町大字直鳥三九一一三
なんり和幸後援会	大坪 修治	南里紀美代	小城市小城町二九六
梶原睦也後援会	梶原 睦也	中野 直嗣	小城市芦刈町芦溝二八二一
西岡ひふみ後援会	本村 廣太	西岡 健次	藤津郡嬉野町下宿乙二二三一八
原秀樹後援会	原 秀樹	原 美枝子	三養基郡みやき町原古賀七四〇一
明るい、よか町をつくる会	山田 勝啓	園田 博正	佐賀郡東与賀町大字下古賀四〇七一
		三	

◎佐賀県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年三月二十九日

佐賀県選挙管理委員会  
委員長 松 尾 紀 男

一 政党

		政党の名称		異動事項	新
自由民主党伊万里市支部	自由民主党伊万里市衆議院	会計責任者	渡邊 英洋	新	
自由民主党佐賀県第三支部	自由民主党佐賀県衆議院	会計責任者	山下 時三	旧	
自由民主党塩田町支部	自由民主党塩田町支部	会計責任者	後藤 賢司		
自由民主党藤津郡協議会	自由民主党藤津郡協議会	会計責任者	廣津 敦子		
公明党佐賀県本部	公明党佐賀県本部	会計責任者	深村 繁雄		
民主党佐賀県第1区総支	民主党佐賀県参議院選挙区第1総支部	会計責任者	伊藤 豊		
民主党佐賀県第2区総支	民主党佐賀県第2区総支	会計責任者	武廣 勇平		

二 その他の政治団体

会計責任者	政治団体の名称	異動事項	会計責任者
廣津 敦子	未来さがしの会	新	本田耕一郎
後藤 賢司	代表者	旧	久米 勝也
秋元 幸三	服部大二郎	木下 敏之	秋元 幸三

久保文雄後援会	松尾かずお後援会	久保文雄後援会	久保哲児
酒井靖夫後援会	園田邦廣後援会	酒井 駿	秋元 幸三
岡広明後援会	岡広明後援会	岡広明	秋元 幸三
瀬井一成後援会	みのはら宏後援会	瀬井 一成	秋元 幸三
西村嘉宣後援会	みのはら宏後援会	西村 嘉宣	秋元 幸三
佐藤たかよし後援会	みのはら宏後援会	佐藤たかよし	秋元 幸三
岡本和泰後援会	みのはら宏後援会	岡本 和泰	秋元 幸三
久保文雄後援会	みのはら宏後援会	久保 文雄	秋元 幸三
岡本敬子	岡本和泰	岡本 敬子	岡本 敬子
田中善徳	田中和泰	田中 善徳	田中 善徳
佐藤隆信	佐藤和泰	佐藤 隆信	佐藤 隆信
立三二一五十三三	立三二一五十三三	立三二一五十三三	立三二一五十三三
佐賀市金立町大字金立	佐賀市金立町大字金立	佐賀市金立町大字金立	佐賀市金立町大字金立
瀬井一成	瀬井 一成	瀬井 一成	瀬井 一成
西村嘉宣	西村 嘉宣	西村 嘉宣	西村 嘉宣
佐藤たかよし	佐藤たかよし	佐藤たかよし	佐藤たかよし
岡本和泰	岡本和泰	岡本和泰	岡本和泰
久保文雄	久保文雄	久保文雄	久保文雄
秋元幸三	秋元幸三	秋元幸三	秋元幸三

あしたの芦刈を考える会	代表者	古賀 光春
会計責任者	土井 洋	北川 晃
主たる事務所の所在地	小城市三日月町石木	小城市三日月町大字石木四三
大坪のりひろ後援会	主たる事務所の所在地	小城市小城町栗原一
市丸のりお後援会	主たる事務所の所在地	小城郡三日月町久米三
大平竜弘後援会	主たる事務所の所在地	小城郡三日月町大字栗久米一一三
いさかり祐輔後援会	主たる事務所の所在地	小城郡三日月町大字栗久米一一八八番地一
香月チエミ後援会	主たる事務所の所在地	小城市三日月町永田二六七番地
佐賀県自動車整備政治連盟	主たる事務所の所在地	小城市三日月町長神田一三六一七
佐賀和仁後援会	会計責任者	柴田 政弘
太田きよ子と県政を輝かせる会	会計責任者	内田 健
太賀和仁後援会	会計責任者	太田 善郎
太田きよ子後援会	会計責任者	中野 和彦
太田きよ子と県政を輝かせる会	会計責任者	太田 善郎
吉賀和仁後援会	会計責任者	中野 和彦
南里かずゆき後援会	会計責任者	轟 尚明
南里かずゆき後援会	会計責任者	福永 久敏
そのだ邦広後援会	会計責任者	原 岩男
そのだ邦広後援会	会計責任者	福永 久敏
下村仁司後援会	会計責任者	福永 久敏
江島さちこ後援会	会計責任者	福永 久敏
吉川かねやす後援会	会計責任者	藤吉 藤吉
山口えいいち後援会	会計責任者	村山 妙子
松本茂幸後援会	会計責任者	浦 和博
山口えいいち後援会	会計責任者	久原 國利
山口えいいち後援会	会計責任者	永松 藤吉
山口えいいち後援会	会計責任者	村山 妙子
山口えいいち後援会	会計責任者	高尾 勝己
山口えいいち後援会	会計責任者	石橋 德松
山口えいいち後援会	会計責任者	田中 博昭
山口えいいち後援会	会計責任者	藤光 繁郎
山口えいいち後援会	会計責任者	古賀 光春
山口えいいち後援会	会計責任者	野中 實
山田明後援会	会計責任者	相川 昭士
山田明後援会	会計責任者	山田 明
高木佐一郎後援会	会計責任者	山田 明
中溝武後援会	会計責任者	平成一七年一〇月一九日
あしたの芦刈を考える会	会計責任者	平成一七年一〇月二六日
藤光しげろう後援会	会計責任者	平成一七年一一月四日
なんり和幸後援会	会計責任者	平成一七年一一月六日
原和夫後援会	会計責任者	平成一七年一二月六日
前田のりひろ後援会	会計責任者	平成一七年一二月三〇日
前田のりひろ後援会	会計責任者	平成一七年一二月二二日

●佐賀県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年三月二十九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政 党 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
自由民主党佐賀県第三選挙区支部	保利 耕輔	平成一七年一月二七日
自由民主党佐賀県第二選挙区支部	今村 雅弘	平成一七年一二月八日

二 その他の政治団体

政 治 团 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
山田明後援会	山田 明	平成一七年一〇月六日
高木佐一郎後援会	相川 昭士	平成一七年一〇月一九日
中溝武後援会	相川 昭士	平成一七年一〇月二六日
あしたの芦刈を考える会	古賀 光春	平成一七年一一月四日
藤光しげろう後援会	藤光 繁郎	平成一七年一一月六日
なんり和幸後援会	古賀 光春	平成一七年一二月六日
原和夫後援会	高尾 勝己	平成一七年一二月三〇日
前田のりひろ後援会	石橋 德松	平成一七年一二月二二日

○佐賀県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年三月二十九日

## 佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

平成十八年三月二十九日

## 佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の届出をした者の氏名 諸泉 定次	公職の種類 議員	資金管理団体の名称 諸泉定次後援会	主たる事務所の所在地 小城市小城町松尾三七四三	代表者の氏名 諸泉 定次
---------------------------	-------------	----------------------	----------------------------	-----------------

## ●佐賀県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年三月二十九日

## 佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の名称 西村嘉宣後援会	異動事務所の所在地	新	旧
西村嘉宣後援会	主たる事務所の所在地 佐賀市金立町大字金立	佐賀市金立町大字金立 二二一二一四	佐賀市金立町大字金立 二二一五一三三一
松本茂幸後援会	主たる事務所の所在地 九三六番地二	佐賀市金立町大字金立 二二一五一三一	佐賀市金立町大字金立 二二一二一四

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名 山田 明	公職の種類 議員	資金管理団体の名称 山田明後援会	主たる事務所の所在地 佐賀市金立町大字千布三一三六一五	代表者の氏名 山田 明
届出年月日 平成一七年一〇月六日				

## ●佐賀県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。